

# 年金記録問題のこれまでの取組みと今後の対応

1	年金記録問題の概要	1
2	年金記録問題への対応	2
	(参考) 年金記録問題の経緯	4
3	対策の作業進捗状況	5
4	対策の成果	7
5	今後の年金記録問題への対応	8
	<現況についての参考資料>	13

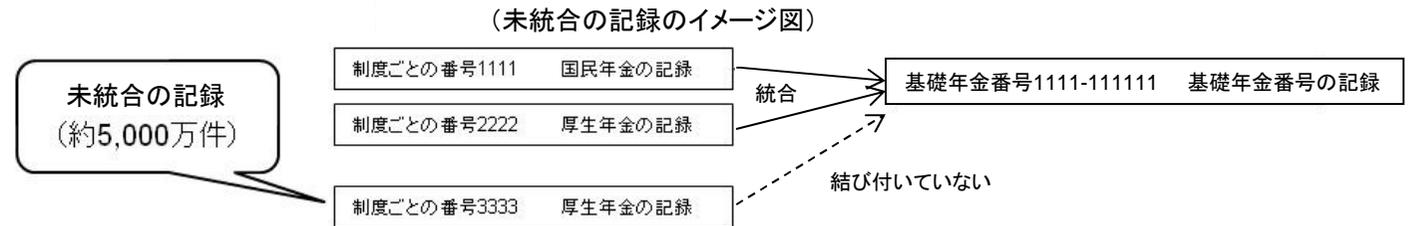
平成25年7月24日  
厚生労働省年金局  
日本年金機構

# 1 年金記録問題の概要

## 未統合記録 (5,095万件) 問題

### <基礎年金番号に統合されていない年金記録の問題>

- 年金記録は平成9年以降、国民一人に一つの番号(基礎年金番号)で管理されているが、平成18年6月時点で、どの番号にも結び付いていない約5,000万件の年金記録が存在



## 記録の内容に誤りがある 問題

### <誤りのあるオンライン記録の問題>

- 年金記録は当初、紙台帳で管理されていたが、その後、コンピュータによる管理方法に順次変更された。その際、紙台帳の記載内容が正しく移し換えられず、誤っている記録が存在。
- 国の厚生年金記録と厚生年金基金が保有する基金記録の内容が異なっている記録が存在。

### <遑って訂正された年金記録の問題>

- 国の厚生年金記録が遑って訂正された際に、給与額(標準報酬月額)が実際より低く変更されたり、勤務期間が実際より短くされたケースが存在。

## 2 年 金 記 録 問 題 へ の 対 応

	対 策		
	事 項	内 容	備 考
<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">I 未統合記録 (5,095万件) 問題</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="font-size: 0.8em;">どの基礎年金番号にもつな がっていない被保険者記録 をご本人の基礎年金番号に 結びつける</p> </div>	①特別便	全ての受給者・加入者に加入記録を送付し、漏れや誤りを本人に確認していただいた。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 名寄せ特別便 19年12月～20年3月 全員特別便 20年4月～20年10月 送付数 約1億873万人
	フォローアップ 照会	20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方で、未統合記録が結びつく可能性の高い方約88万人に対し、電話、訪問及び文書により記録を確認。 21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施し、23年3月までにほぼ終了。	
	②黄色便	未統合記録約5000万件について、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネットという。）や旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に送付し、記録の確認作業を行った。	送付時期 20年6月～21年12月 送付数 約262万人
	加入期間10年未満 の黄色便	黄色便の対象外としていた加入期間が10年未満の記録について、年金確保支援法の成立により、過去10年に遡って国民年金の保険料の納付が可能となり、10年未満の記録であっても年金受給と結びつく可能性があることや、受給資格期間を10年に短縮する法案が提出されたことを考慮し、住基ネットとの突合せにより持ち主の可能性が高い方について、黄色便を送付した。	送付時期 24年6月～7月 送付数 約44万人
	③グレー便	マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して送付し、記録の確認作業を行った。	送付時期 20年5月 送付数 約68万人
	共済年金受給者の フォローアップ	グレー便の送付において、突合せができなかった共済年金受給者について、住基ネットからカナ氏名を取得し再度突合せを行い、一致したものに対して、個別に確認作業を実施した。	確認作業時期 24年3月～ 対象者数 1,979人
	④定期便	全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生日にお知らせしている。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 21年4月～ 送付数 22年度 約6,610万人 23年度 約6,525万人 24年度 約6,578万人
	⑤受給者便	厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがなければご本人に確認していただいた。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 21年12月～22年11月 送付数 約2,632万人
	⑥再送付便 (未着のもの)	(ア) 受給者便が未着の方に対し、住基ネットから提供を受けた直近の住所情報をもとに、改めて送付した。  (イ) 「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」が未着の方のうち、「住基ネット」との突合せにより住民票コードの収録ができた方に対して、住基ネットから提供を受けた直近の住所情報をもとに、ねんきん定期便を再送付した。  (ウ) 黄色便や無年金・未請求者関係のお知らせが未着の方に対し、住基ネットから提供を受けた直近の住所情報をもとに、改めて送付した。	送付時期 24年2月 送付数 約2万人  送付時期 24年3月、25年3月 送付数 約91万人  送付時期 25年3月 送付数 ・黄色便 約2.8万人 ・無年金・未請求者関係通知 約160人
	(参考) ⑦茶色便	「基礎年金番号に統合されていない共済記録」（平成9年の基礎年金番号導入前に退職した共済組合員の記録）と基礎年金番号記録との突合せをし、基礎年金番号と結びつく可能性のある方にお知らせを送付し、ご自身の共済記録であるか確認をいただいた。 「ご自身の共済記録である」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 21年3月、25年3月 送付数 約134万人

	対 策		
	事 項	内 容	備 考
<b>Ⅱ 記録の内容に誤りがある問題</b> (厚生年金の加入期間や標準報酬、国民年金の納付記録等に誤りがあるものについて適正化を図る)	①紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ	高齢の年金受給者の方などから順番にオンライン記録と紙台帳等の内容を照合し、不一致があった場合には、ご本人にお知らせし確認いただいた上で年金記録を訂正している。	実施時期 22年10月～
	②国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	国民年金特殊台帳（国民年金の被保険者台帳のうち、特例納付の記録、前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納・免除となっている記録等の特殊な納付記録を記載したもの）とオンラインの納付記録との突合せを行った。	実施時期 20年5月～22年6月
	③被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せ	国の被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ作業を行い、これらの記録の適正化を進めている。	実施時期：22年4月～
	④標準報酬等の遡及訂正事案	不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した以下の3条件に該当する記録について記録の回復を進めている。 ・標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。 ・5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。 ・6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	実施時期：20年10月～
	⑤定期便・受給者便等	(前項①～⑥参照)	
<b>Ⅲ その他</b>	年金事務所段階における記録回復	年金記録の回復の申立てのうち、一定の基準に該当するものは、総務省年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階において迅速に記録回復を行うこととしている。 ・厚年遡及訂正事案(給与明細等がある場合、約6.9万件該当事案等) ・厚年脱退手当金事案(いわゆる「まだら事案」等) ・国年事案(確定申告書等がある場合、1年以下または2年以下の未納期間等) ・包括的意見による基準(賞与事案、同一企業等内転勤事案等)	実施時期 20年4月～
	総務省年金記録確認第三者委員会	年金記録の確認について、国(厚生労働省)側に記録がなく、ご本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を行う。	実施時期 19年6月～
	脱退手当金支給の事実確認	脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある方に対して実際に脱退手当金の支給を受けたかどうかを確認いただくためのお知らせの送付を行った。	実施時期：平成22年9月 送付数：約14.3万人
	年金未請求者に対する勧奨	年金受給資格を有しながら請求をされていない方などに対し、請求を行っていただくよう手続きの勧奨を行った。 ①年金の受給資格期間を満たしながら請求を行っていない方に対するお知らせ ②70歳までの保険料納付により受給期間を満たす方に対するお知らせ ③オンライン記録上25年の受給資格期間を満たさない方に対するお知らせ	実施時期及び送付件数 ①22年9月：約6.5万人 ②22年9月：約1.6万人 ③21年12月：約50万人

# (参考) 年金記録問題の経緯

平成19年	2月	○5000万件の未統合記録の存在が明らかとなる(衆議院調査局予備的調査報告)
	6月	○総務省に年金記録確認第三者委員会設置
	12月	○ねんきん特別便(名寄せ特別便)送付開始
平成20年	4月	○ねんきん特別便(全員特別便)送付開始 ○年金事務所段階での記録回復基準(確定申告書等がある国民年金事案など)
	5月	○グレー便送付開始 ○国民年金特殊台帳突合せ開始
	6月	○黄色便送付開始
	10月	○標準報酬等の遡及訂正事案における2万件戸別調査開始
	12月	○年金事務所段階での記録回復基準(標準報酬等の遡及訂正事案)
平成21年	3月	○茶色便送付開始
	4月	○ねんきん定期便送付開始
	10月	○年金記録回復委員会設置
	11月	○ねんきん特別便に関し、市町村の協力を得てフォローアップ照会を開始
	12月	○受給者便(標準報酬記録)送付開始 ○年金事務所段階での記録回復基準(不適正な遡及訂正が行われた可能性のある6.9万件事案、一定の要件を満たす2年以下の未納期間についての国民年金事案)
平成22年	1月	○日本年金機構発足
	3月	○年金記録問題工程表策定(毎年改定)
	4月	○厚生年金基金記録との突合せ開始 ○年金事務所段階での記録回復基準(まだらの脱退手当金事案)
	9月	○年金未請求者に対する勧奨開始 ○脱退手当金の受領確認お知らせの送付開始
	10月	○紙台帳とコンピュータ記録の突合せ開始
平成23年	2月	○ねんきんネット開始
	10月	○年金事務所段階での記録回復基準(包括的意見に基づく記録回復基準、預り証がある国民年金事案など)
平成24年	2月	○再送付便発送開始
	6月	○加入期間10年未満の黄色便の送付開始
平成25年	1月	○気になる年金記録、再確認キャンペーン開始(未統合記録のねんきんネットでの検索サービス開始)
	3月	○年金記録問題に関する特別委員会設置

### 3 対策の作業進捗状況

( )内はデータの時点

対策		作業進捗状況	
		対象数(A)	処理数(B) (B/A%)
I 未統合記録 (5,095万件)問題	①特別便 (25年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数 約8,167万人 うち「訂正あり」 約1,312万人 … 対象者(A) うち「訂正なし」 約6,855万人 〔 ・ 未回答 約2,471万人 ・ 未着のもの 約236万人 〕	(処理状況) ・ 処理数 約1,311万人(ほぼ100%) うち記録判明 約953万人
	フォローアップ照会 (25年4月末)	(対象者) ・ 対象者 約88万人 うち接触ができた人数 約77万人 … 対象者(A) うち接触困難等 約11万人	(処理状況) ・ 処理数 約77万人(ほぼ100%) うち記録判明 約59万人
	②黄色便 (25年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数 約160万人 うち「訂正あり」 約149万人 … 対象者(A) うち「訂正なし」 約11万人 〔 ・ 未回答 約93万人 ・ 未着のもの 約10万人 〕 (注)再送付便に係る回答を含む	(処理数) ・ 処理数 約149万人(ほぼ100%) うち記録判明 約132万人
	加入期間10年未満の黄色便 (25年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数 約10万人 うち「訂正あり」 約9万人 … 対象者(A) うち「訂正なし」 約1万人 〔 ・ 未回答 約31万人 ・ 未着のもの 約3万人 〕	(処理数) ・ 処理数 約8万人(89%) うち記録判明 約7万人
	③グレー便 (25年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数 約58万人 … 対象者(A) 〔 ・ 未回答 約9.3万人 ・ 未着のもの 約0.5万人 〕	(処理数) ・ 処理数 約58万人(ほぼ100%) うち記録判明 約44万人
	共済年金受給者のフォローアップ (25年6月末)	(対象者) ・ 対象者 1,979人 うち接触ができた人数 1,599人 … 対象者(A) うち接触困難等 380人	(処理状況) ・ 処理数 1,599人(100%) うち記録判明 1,249人
	④定期便 (25年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数(注) 約244.4万人 … 対象者(A) 〔 ・ 未着のもの 21年度 約113万人 23年度 約121万人 22年度 約104万人 24年度 約110万人 〕 ※24年度までに送付したものの状況 (注)再送付便に係る回答を含む	(処理数) 約244.3万人(ほぼ100%)
	⑤受給者便 (25年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数(注) 約87.6万人 … 対象者(A) (注)再送付便に係る回答を含む	(処理数) 約87.6万人(ほぼ100%)
	(参考) ⑦茶色便 (25年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数(注) 約92.6万人 … 対象者(A) (注)再送付便に係る回答を含む	(処理数) 約88.0万人(95%)

対 策		作 業 進 捗 状 況	
		対 象 数 (A)	処 理 数 (B) (B/A%)
Ⅱ 記録の内容に誤りがある問題	①紙台帳等とコンピュータ記録との突合 (25年5月末)	約7,900万人 ※遺族年金の基となっている死亡者を含む	約6,200万人 (約78%)
	②国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合 ※22年6月に終了	3,096万件	3,096万件 (100%)
	③被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せ(24年12月末)	(延べ人数) 3,713万人 (注)対象オンライン記録数約4,000万件について、名寄せ等を行った件数	3,495万人 (約94%)
	④標準報酬等の遡及訂正事案	2万件戸別訪問調査 ※22年6月に終了 ※「従業員」であって、年金記録が「事実と相違」しており、「記録回復の申立ての意思あり」との回答があった事案 (従業員事案) 1,602件	1,602件 (100%)
Ⅲ その他	年金事務所段階における記録回復 (25年4月末)	記録回復の申立て件数(累計) 267,517件	年金事務所段階における記録回復 18,232件 (厚生年金 16,322件、国民年金 1,910件) 申立ての取下げ (年金事務所段階における記録回復含む) 28,546件
	総務省年金記録確認第三者委員会 (25年4月末)		第三者委員会への送付 235,747件 (参考)25年5月5日時点で第三者委員会へ送付されたもの(累計)235,884件のうち、あっせん 106,309件、非あっせん 116,614件、申立ての取下げ等 10,889件
	脱退手当金支給の事実確認 (25年4月末)	・申立て件数 4,578件	・年金事務所段階で記録回復 211件 ・第三者委員会へ申立て 4,150件 ・申立て取下げ 215件
	年金未請求者に対する勧奨 (23年7月末)	①「年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方」に対してお知らせを送付した後、裁定された方 27,908人 (対象者全体では39,101人) ②「70歳までの保険料納付により受給期間を満たす方」に対してお知らせを送付した後、裁定された方 3,521人 (対象者全体では5,161人) ③「オンライン記録上25年の受給資格期間を満たさない方」に対するお知らせを送付した後、裁定された方 57,730人 (対象者全体では71,091人)	

## 4 対策の成果

( )内はデータの時点

課題	対策	回復人数等
I 未統合記録(5,095万件)問題	特別便等各種便①～⑥ (25年6月末)	1,346万人(平成18年6月以降) 〔 受給者674万人 被保険者等672万人 〕
II 記録の内容に誤りがある問題	①紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ (25年5月末)	124万人 〔 回復見込額の累計(年額)約196億5千万円 増額となった方一人当たり平均(年額)約1.6万円 〕
	②国民年金特殊台帳とコンピュータ記録の突合せ ※22年6月に終了	8万件 〔 増額となった方一人当たり平均(年額)約1.4万円 〕
	③被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せ (25年5月末)	43万件 (一つのオンライン記録につき複数の不一致の理由がある場合はそれぞれを1件と計上。)
	④ 標準報酬等の 遡及訂正事案	2万件戸別訪問調査 (従業員事案1,602件) ※22年6月に終了
年金事務所段階における記録回復 (2万件戸別訪問調査対象者以外を含む) (25年4月末)		5,381件

記録訂正による  
受給者の年金額(年額)  
の増額の累計  
(平成20年5月以降)  
  
875億円(236万件)  
(25年4月)

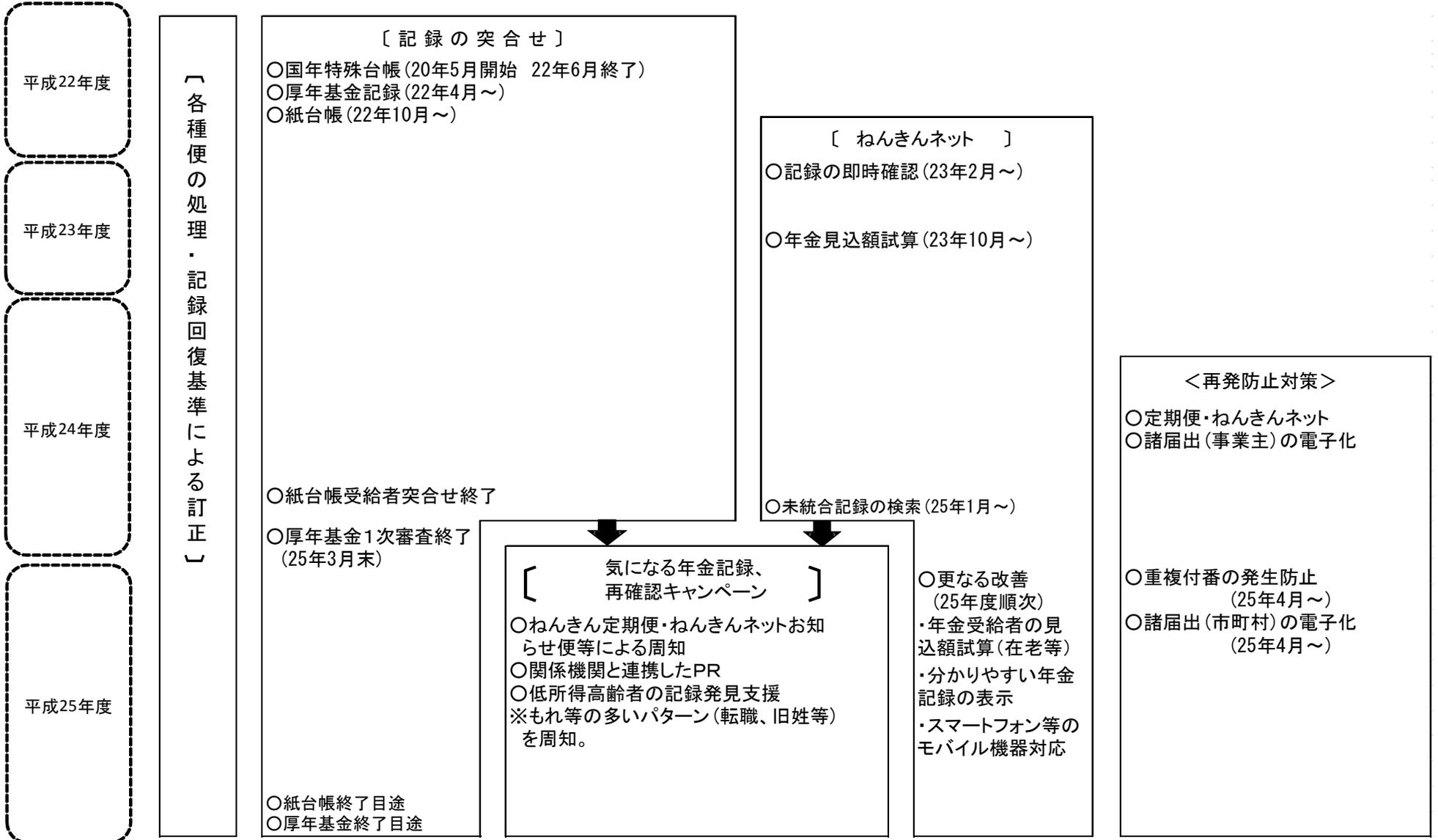
65歳から受給した場合  
の回復総額(生涯額)  
約1.8兆円  
(25年4月)

□

- ※1 無年金者からの回復事例 … 平成20年5月以降に無年金の状態から年金受給者となった方は、626件(平成25年4月)
- ※2 特例保険料の納付 … 第三者委員会のあっせんが行われた事例のうち、事業主から保険料の納付が行われたのは、43,385件、約48億円(平成24年11月)  
(納付を勧奨した件数56,544件のうち約77%、特例納付保険料の総額約72億円のうち約66%)
- ※3 65歳から受給した場合の回復総額 … 記録訂正による受給者の年金額(年額)の増額の累計である875億円を、65歳以上の老齢年金給付額の男女比率で按分し、  
受給期間を男女別の65歳の平均余命の期間として、それぞれ乗じて合算した額

# 5 今後の年金記録問題への対応

## (1) これまでの取組みと今後の対応



## (2) 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せの今後の実施方針について

### 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ

- 受託事業者段階での突合せ作業を、平成25年度中を目途に終了し、記録不一致者へのお知らせ通知についても処理困難ケースを除き平成25年度中を目途にお送りするよう目指す。

### 紙台帳検索システムを活用した未統合記録の持ち主検索作業

- いわゆる5,095万件の未統合記録のうち、平成24年6月時点で未解明だった2,240万件のうち持ち主の検索が可能な全件について、平成25年度中に紙台帳検索システムを活用した作業を進め、記録の持ち主と思われる方へのお知らせについても処理困難ケースを除き平成25年度中を目途にお送りするよう目指す。

## (3) 被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せに関する今後の対応について

### 2次審査申出の促進と審査の促進

- 二次審査の基金等からの提出期限は平成25年10月末であり（提出期限に審査依頼が集中しないよう早期に提出することと併せ、年金局から基金等に通知済み）、提出期限までに依頼のあったものについて、平成25年度中を目途に必要な記録訂正を進める。

## (4) 気になる年金記録の確認キャンペーンについて

### 趣旨

- 年金記録問題の解決に向けて、これまで、「ねんきん特別便」等をお送りし年金記録の確認をお願いするとともに、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業等を進めてきたが、未だ多数の持ち主不明の記録が残っている。
- 手がかりがつかめない記録については、ご本人から心当たりの記憶を申し出ただくことが持ち主の発見につながることから、平成25年1月末に、「もれ」や「誤り」が気になる記録についてご確認いただくキャンペーンを開始した。

### キャンペーン内容

#### 未統合記録の「ねんきんネット」による個人検索

なお未統合となっている記録について、「ねんきんネット」から、氏名、事業所名等による検索を可能とする。

#### 年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方への確認の呼びかけ

年金記録のもれが見つかりやすいパターンや、簡単に確認できるチェックポイントを盛り込んだパンフレット等を活用し、記録の確認を呼びかけ。

#### 生活でお困りの高齢者を対象とした年金記録の発見サポート

現役世代に比べ、統合が進んでいない高齢者を対象に、市区町村等の協力を得て、キャンペーンの周知や年金記録の発見を支援。

#### 厚生年金基金記録の確認

厚生年金基金から年金を受けていた方等の厚生年金基金記録について、遺族等の申出を受け、国のコンピュータ記録との突合せを行う。

## 「気になる年金記録、再確認キャンペーン」における年金記録回復の具体的事例

## 事例 1

## 「年金記録確認のお願い」（ハガキ）を持参された例

東北地方在住、85歳女性。自宅に届いたハガキを見て年金事務所に相談。昭和19年～30年の会社勤務の加入期間142ヶ月が、旧姓で記録されていることが見つかり、現在受給中の老齢厚生年金約44万円が約135万円に増加した。

## 事例 2

## 「ねんきんネット」で未統合記録があるとして来所された例

北海道在住、75歳男性。以前、戸籍の生年月日と親から言われていた生年月日が違っていたことを思い出し、「ねんきんネット」で検索したところ、該当すると思われる加入記録があると表示されたため、年金事務所に相談。昭和29年～31年にかけて、2ヶ所の商店での加入期間（合計19ヶ月）が見つかり、現在受給中の老齢厚生年金約97万円が約104万円に増加した。

## 事例 3

## 受給者に依頼された家族が窓口に来所された例

東北地方在住、79歳女性。自宅に「年金記録確認のお願い」ハガキが届き、同居している長男に以前会社に勤めたことがあることを伝え、長男が年金事務所に相談。昭和25年4月～昭和25年8月の4ヶ月間、地元の会社での加入期間が見つかり、現在受給中の老齢基礎年金に厚生年金加入期間分、約15,000円が増加して支給されることとなった。

(5) 今後の年金記録の正確性確保対策(いわゆる再発防止対策)

事 項	対 策
I ご本人による記録の確認	○「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」により、ご自身の年金記録を定期的に確認いただくことにより、記録の正確性を確保する。
II 基礎年金番号の重複付番の防止	○新規に基礎年金番号を付番する際に、重複付番のおそれがある場合には、他と区分して管理するシステムを導入し、重複付番の疑いがないとの確認ができない限り通常の付番を行わない取扱いとする。
III 各種届出書の電子化等	○市町村や事業主からの届出書等の電子申請や電子媒体による届出を促進するとともに、入力誤り等の防止に効果のある効率的で正確性の高い事務処理を推進する。
IV 厚生年金基金への記録情報の提供	○平成26年度を目途に、国の保有する厚生年金基金加入員の記録を定期的に厚生年金基金に情報提供する仕組みを開始すべく準備を進める。

※ その他関連対策として、3号扶養チェック、事務処理誤り防止、共済記録整備、待機者対応、一括適用と本社管理への促進に取り組む。

# 現況についての参考資料

- 未統合記録（5,095万件）の状況と今後の対応 ・ 15
- 未統合記録の基礎年金番号への統合の推移 ・ ・ ・ ・ 16
- 未統合記録の分析 ・ ・ ・ ・ ・ 17
- コンピュータ記録と紙台帳等との関係 ・ ・ ・ ・ ・ 24
- 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業の  
実施件数、通知件数の推移 ・ ・ ・ ・ ・ 25
- 被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せに  
関する実施状況 ・ ・ ・ ・ ・ 28
- 年金記録問題に係る経費 ・ ・ ・ ・ ・ 30



# 未統合記録(5, 095万件)の状況と今後の対応

<平成25年6月時点>

<解明された記録>  2, 961万件	① 基礎年金番号に統合済みの記録 1, 721万件
	② 死亡者等の記録 1, 240万件 (ア. 死亡したと判断される者の記録 684万件 イ. 脱退手当金受給済み等の記録 557万件)

人数ベース 1, 346万人

〔 受給者 674万人  
被保険者等 672万人 〕

<解明作業中 又はなお解明 を要する記録>  2, 134万件	③ 現在調査中の記録 4万件 (ご本人からの回答に基づき日本年金機構で記録を調査中)
	④ 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録 874万件 (ご本人から未回答のもの 324万件 「自分のものではない」と回答のあったもの 198万件 未着のもの 54万件 その他(注1) 299万件)
	⑤ 持ち主の手がかりが未だ得られていない記録 935万件 (死亡していると考えられるもの 国外に転居していると考えられるもの 届出誤り(誤った氏名・生年月日)により収録されたもの 等)
	⑥ ③~⑤の記録と同一人と思われる記録(注2) 321万件

・10年未満の記録についても黄色便を送付(24年6月)  
・特別便、定期便が未着の方に対して直近の住基情報と突合の上、再送付(24年2月)

日本年金機構における紙台帳検索システムを用いた持ち主検索作業(23年8月)

ねんきんネットでの検索(25年1月末)

※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。

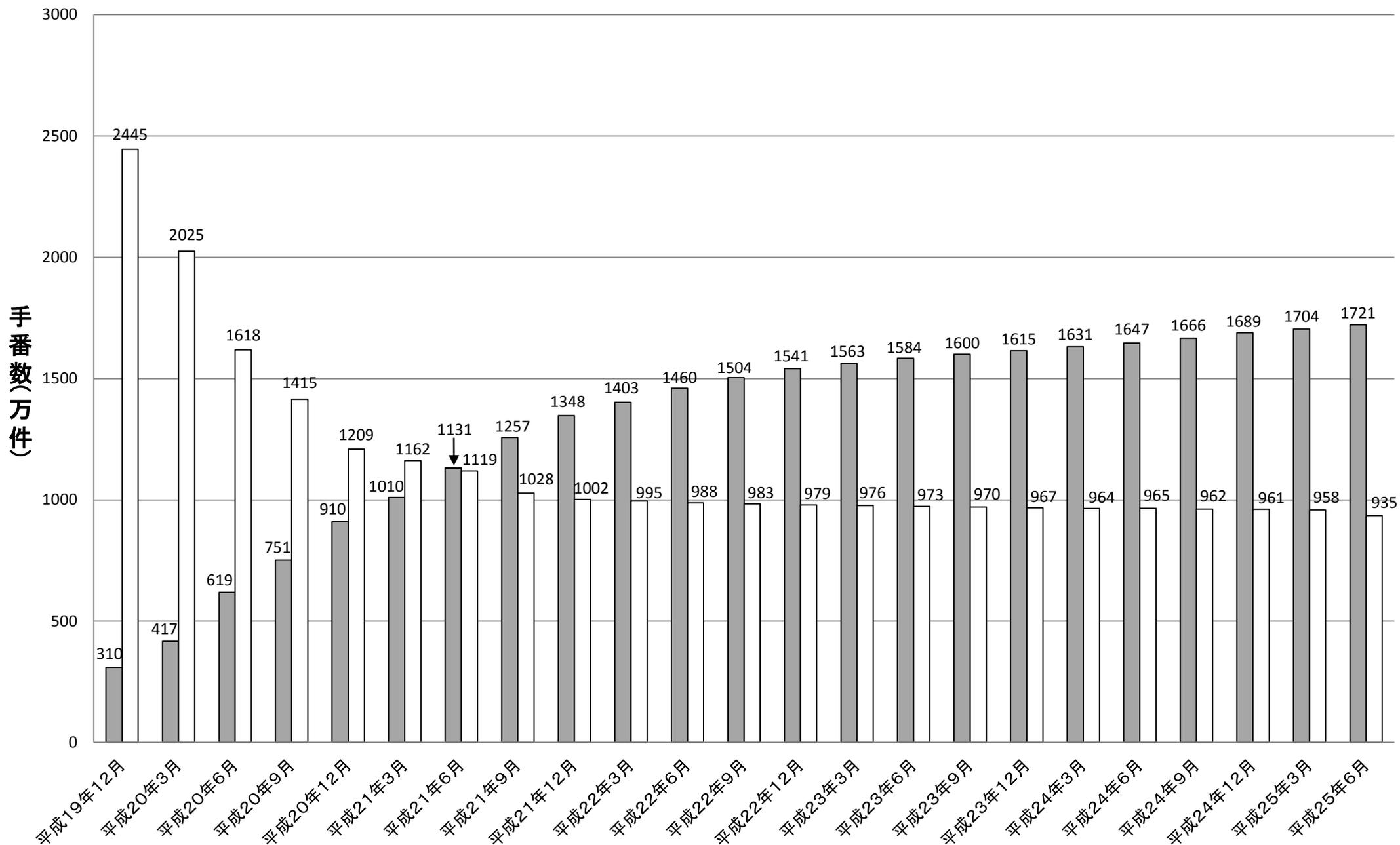
(注1)「その他」は、「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの、「基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれたもの」、「黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの」等

(注2)⑥は、③~⑤の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録

# 未統合記録の基礎年金番号への統合の推移

■ 基礎年金番号に統合済みの記録

□ 持ち主の手がかりが未だ得られていない記録



# 未統合記録(5,095万件)の分析

## 1 統合された記録の分析

○ 平成22年4月2日から平成24年3月23日までに公表した「年金額回復の具体的事例（1,000事例）」（※）について、統合時における記録の状態やご本人の記録として判明した契機について分析を行った。

※毎週の年金記録回復による年金額の増額上位10事例を集計したもの。

### ① 記録の状態

転職などによる複数手帳保有者	837件	36.1%
旧姓名	719件	31.0%
氏名（読み仮名）相違	476件	20.5%
生年月日相違	217件	9.3%
報酬相違	33件	1.4%
加入期間相違	16件	0.7%
総務大臣（第三者委員会）あっせん	15件	0.6%
年金事務所段階における回復基準	8件	0.3%
計	2,321件	

### ② 判明した契機

ねんきん特別便（※）	870件	37.5%
年金相談	632件	27.2%
受給者便	350件	15.1%
黄色便	348件	15.0%
グレー便	93件	4.0%
第三者委員会あっせん	15件	0.7%
紙台帳便	8件	0.3%
定期便	5件	0.2%
計	2,321件	

※うち、名寄せ便を契機とする事例が355件(15.3%)

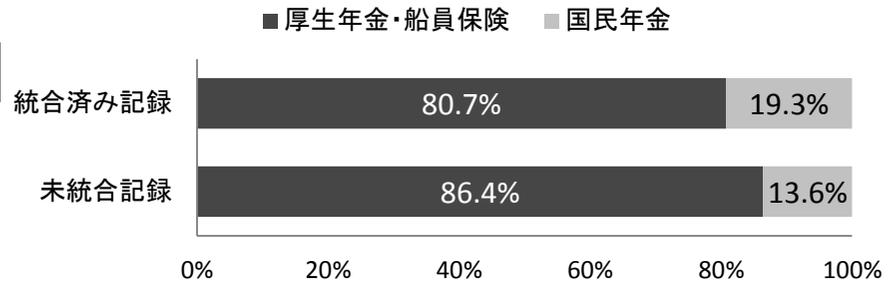
## 2 「これまでに統合された記録」と「なお未統合になっている記録」の比較

○平成18年6月時点で5,095万件存在していた未統合記録のうち、「平成25年6月までに基礎年金番号に統合済みの記録(1,721万件)」と「説明作業中又はなお説明を要する記録(2,134万件)」に関し、  
**①記録の種類、②現在の年齢、③加入期間、④記録の開始時期**  
 について比較を行った。

### (記録の種類)

○未統合記録に比べ、統合済み記録に占める国民年金記録の割合が高い。

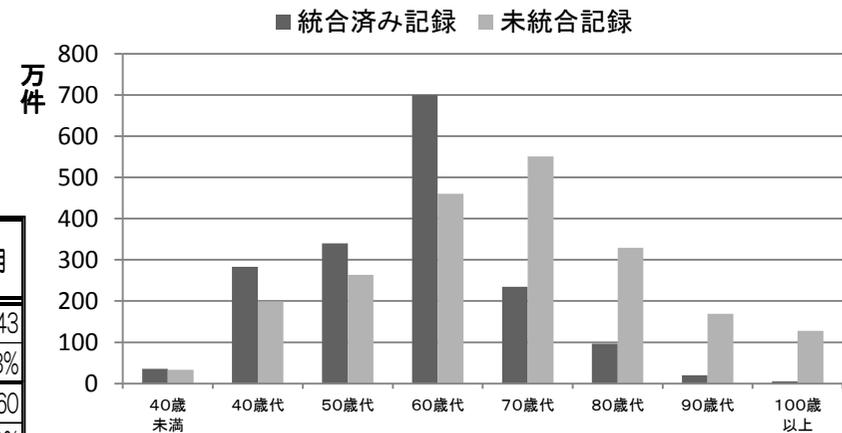
	厚生年金・船員保険	国民年金
統合済み記録	13,893,088	3,314,195
割合	80.7%	19.3%
未統合記録	18,430,531	2,909,208
割合	86.4%	13.6%



### (年齢)

○年齢の低い者の記録の統合が進んでいる一方で、年齢の高い者の記録がなお未統合となっている。

	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上	年齢不明
統合済み記録	356,449	2,827,073	3,401,240	6,999,659	2,349,480	966,393	200,692	49,554	56,743
割合	2.1%	16.4%	19.8%	40.7%	13.7%	5.6%	1.2%	0.3%	0.3%
未統合記録	331,192	1,990,996	2,639,259	4,599,544	5,510,998	3,293,197	1,691,982	1,275,811	6,760
割合	1.6%	9.3%	12.4%	21.6%	25.8%	15.4%	7.9%	6.0%	0.0%

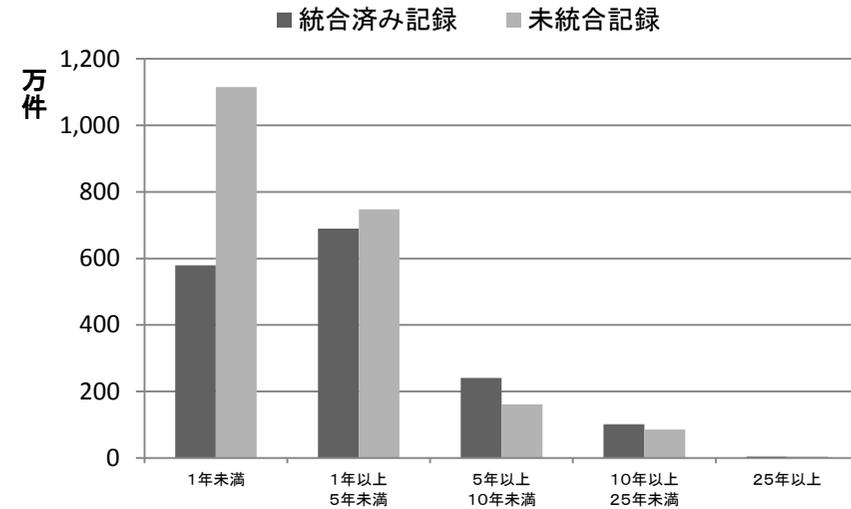


※平成25年6月時点

(加入期間)

○加入期間の長い記録の統合は比較的進んでいるが、短い記録はなお未統合となっている。

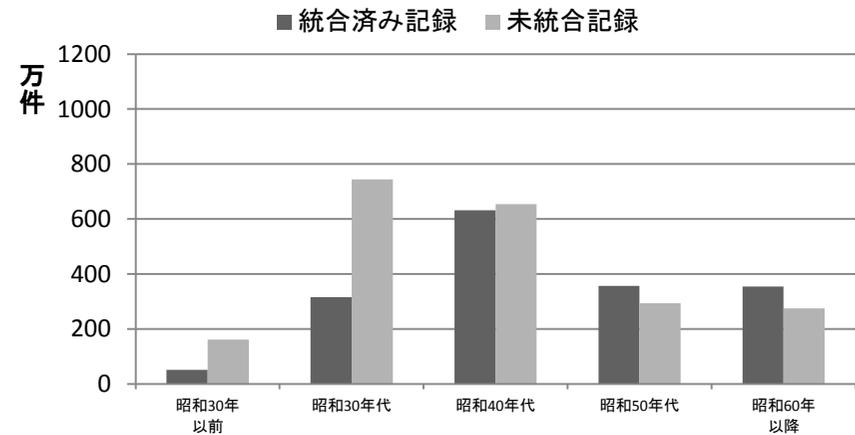
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 25年未満	25年以上	期間不明
統合済み記録	5,789,344	6,895,924	2,406,659	1,017,927	45,954	1,051,475
割合	33.6%	40.1%	14.0%	5.9%	0.3%	6.1%
未統合記録	11,155,662	7,481,088	1,617,514	857,715	44,420	183,340
割合	52.3%	35.1%	7.6%	4.0%	0.2%	0.9%



(記録の開始時期)

○新しい記録ほど統合が進んでおり、古い記録がなお未統合となっている。

	昭和30年 以前	昭和30年代	昭和40年代	昭和50年代	昭和60年 以降	年代不明
統合済み記録	477,543	3,070,935	6,256,001	3,551,714	3,546,449	304,641
割合	2.8%	17.8%	36.4%	20.6%	20.6%	1.8%
未統合記録	1,616,997	7,440,871	6,542,309	2,936,062	2,750,390	53,110
割合	7.6%	34.9%	30.7%	13.8%	12.9%	0.2%



### 3 未統合となっている厚生年金記録の事業所(業種)の分析(平成24年7月24日報告済)

○平成24年3月現在なお未統合となっている記録から厚生年金記録を無作為で10,000件抽出し、そのうち現在なお適用事業所となっている現存事業所について、業種別に分類し、業種別の未統合記録の発生割合等について、分析を行った。

※10,000件のサンプルのうち事業所の記録数は13,412件(現存事業所:7,024件(52.4%)、全喪事業所:6,388件(47.6%))

#### (未統合記録数の多い業種)

○現存事業所(7,024件)について、業種別に未統合の記録数を比較したところ、**①サービス業(1,476件:21.0%)**、**②小売業(698件:9.9%)**、**③商社(670件:9.5%)**といった業種で未統合記録が残っている。

#### (未統合記録発生割合の高い業種)

○業種別の未統合記録発生割合を比較するために、「業種別の未統合記録の比較(A)」を「昭和45年～平成7年の業種ごとの平均就業者比率(B)」で除して未統合記録の発生倍率を求めたところ、**①不動産(4.1倍)**、**②保険(3.9倍)**、**③倉庫・運輸関連(2.6倍)**といった業種で未統合の発生割合が高かった。

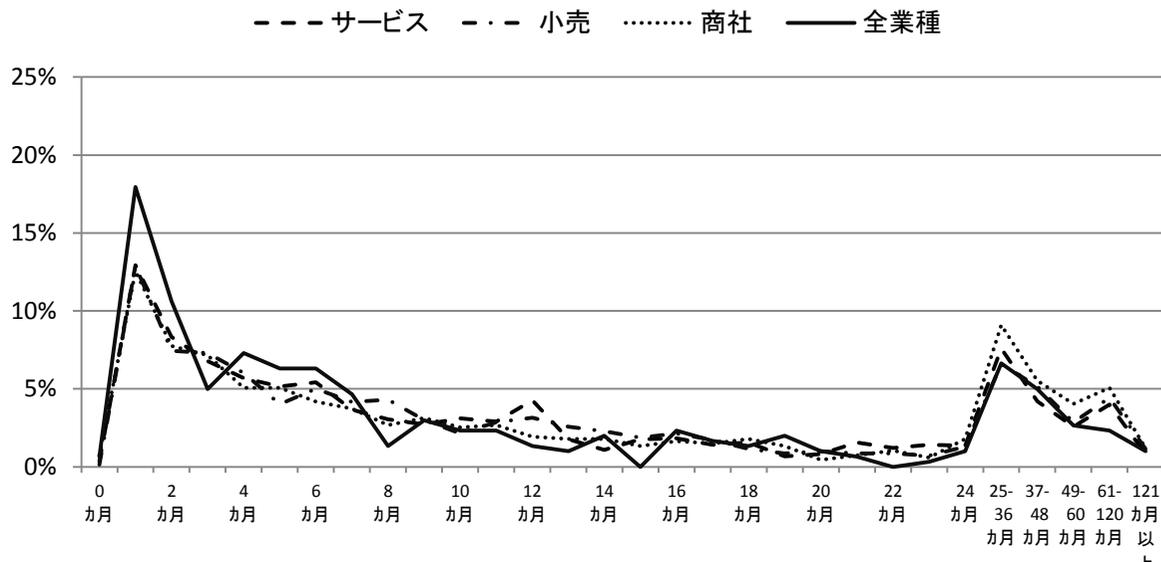
業種	未統合記録数 ( )は全数(7,024件) に対する割合 (A)	昭和45年～平成7年 の業種ごとの平均就 業者比率 (B)	未統合記録発 生の倍率 (A/B)
サービス業	1,476 (21.0%)	27.4%	0.8 倍
小売業	698 (9.9%)	11.4%	0.9 倍
商社	670 (9.5%)	6.8%	1.4 倍
建設	522 (7.4%)	9.3%	0.8 倍
陸運	370 (5.3%)	2.1%	2.5 倍
その他製造業	317 (4.5%)	3.6%	1.2 倍
食品	301 (4.3%)	2.2%	2.0 倍
保険	292 (4.2%)	1.1%	3.9 倍
非鉄金属・金属製品	262 (3.7%)	2.6%	1.4 倍
不動産	253 (3.6%)	0.9%	4.1 倍
電気機器	216 (3.1%)	3.2%	1.0 倍
機械	199 (2.8%)	2.0%	1.4 倍
鉄道・バス	198 (2.8%)	1.9%	1.5 倍
自動車・自動車部品	169 (2.4%)	1.3%	1.9 倍
繊維	164 (2.3%)	3.1%	0.7 倍
倉庫・運輸関連	139 (2.0%)	0.8%	2.6 倍
パルプ・紙	84 (1.2%)	0.6%	2.0 倍
窯業	82 (1.2%)	1.0%	1.1 倍
化学工業	71 (1.0%)	1.4%	0.7 倍
鉄鋼業	67 (1.0%)	0.8%	1.2 倍
ゴム	52 (0.7%)	0.4%	2.1 倍
その他金融業	43 (0.6%)	0.7%	0.9 倍
銀行	33 (0.5%)	0.9%	0.5 倍
精密機器	28 (0.4%)	0.6%	0.7 倍
証券	14 (0.2%)	0.2%	0.9 倍
医薬品	13 (0.2%)	0.3%	0.7 倍
造船	13 (0.2%)	0.4%	0.5 倍
通信	11 (0.2%)	1.1%	0.1 倍
その他輸送機器	10 (0.1%)	0.2%	0.9 倍
鉱業	9 (0.1%)	0.2%	0.6 倍
海運	8 (0.1%)	0.3%	0.4 倍
空運	7 (0.1%)	0.1%	1.3 倍
水産	7 (0.1%)	0.7%	0.1 倍
ガス	4 (0.1%)	0.1%	0.7 倍
石油	3 (0.0%)	0.1%	0.5 倍
電力	2 (0.0%)	0.3%	0.1 倍
その他	6 (0.1%)	10.4%	0.0 倍
不明	211 (3.0%)	—	—
合計	7,024		

○未統合記録数の多い3業種（サービス業、小売業、商社）、未統合記録発生割合の高い3業種（不動産、保険、倉庫・運輸関連）について、  
**①加入期間、②記録の開始時期、③被保険者数規模**の分析を行った。

（加入期間）

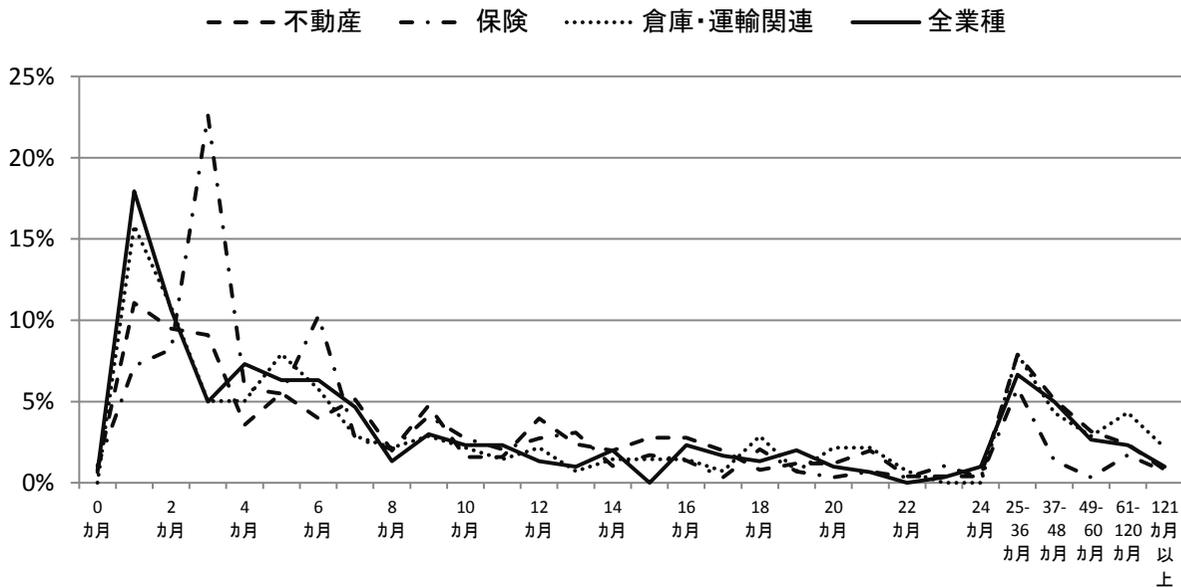
（1）未統合記録数の多い3業種

○加入期間については、いずれの業種も3カ月以下の短期間の記録が多い。



（2）未統合記録発生割合の高い3業種

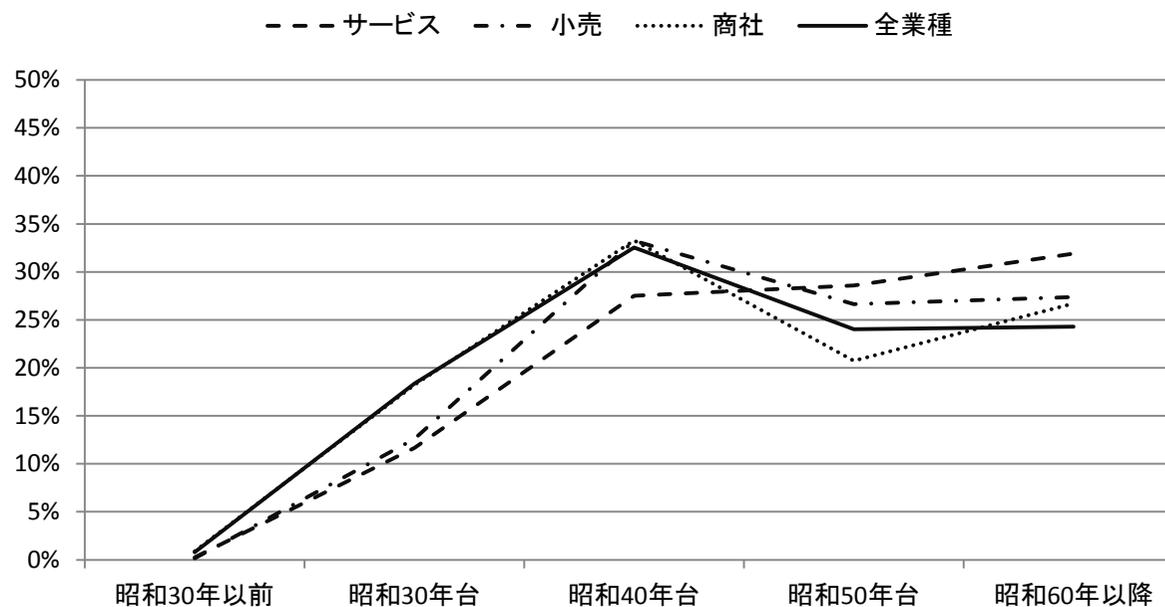
○加入期間については、いずれの業種も3カ月以下の短期間の記録が多い。



## (記録の開始時期)

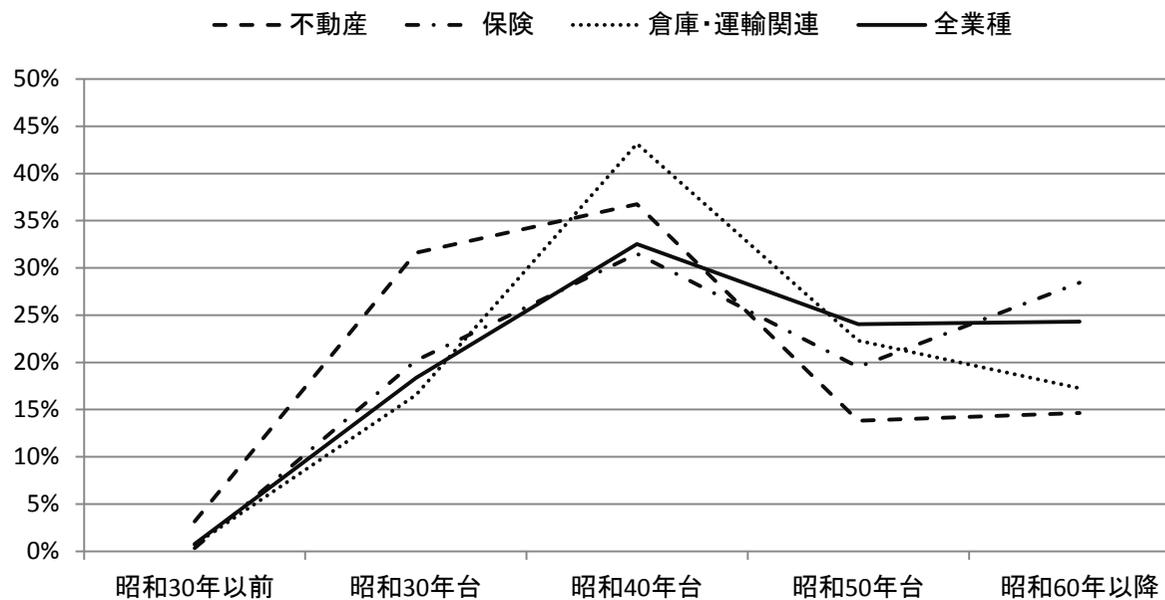
### (1) 未統合記録数の多い3業種

○記録の開始時期については、昭和40年代の記録が多いが、「サービス業」については昭和60年以降の記録についても未統合のものがみられる。



### (2) 未統合記録発生割合の高い3業種

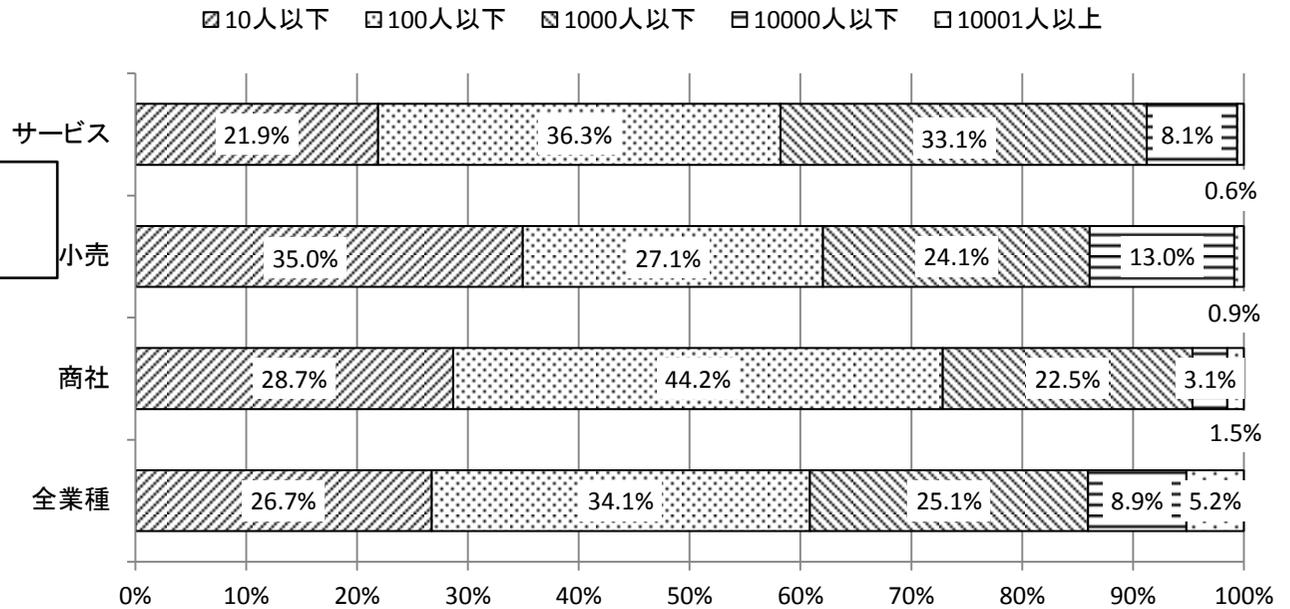
○記録の開始時期については、昭和40年代の記録が多いが、「保険」については昭和60年以降の記録についても未統合のものがみられる。



## (被保険者数の規模)

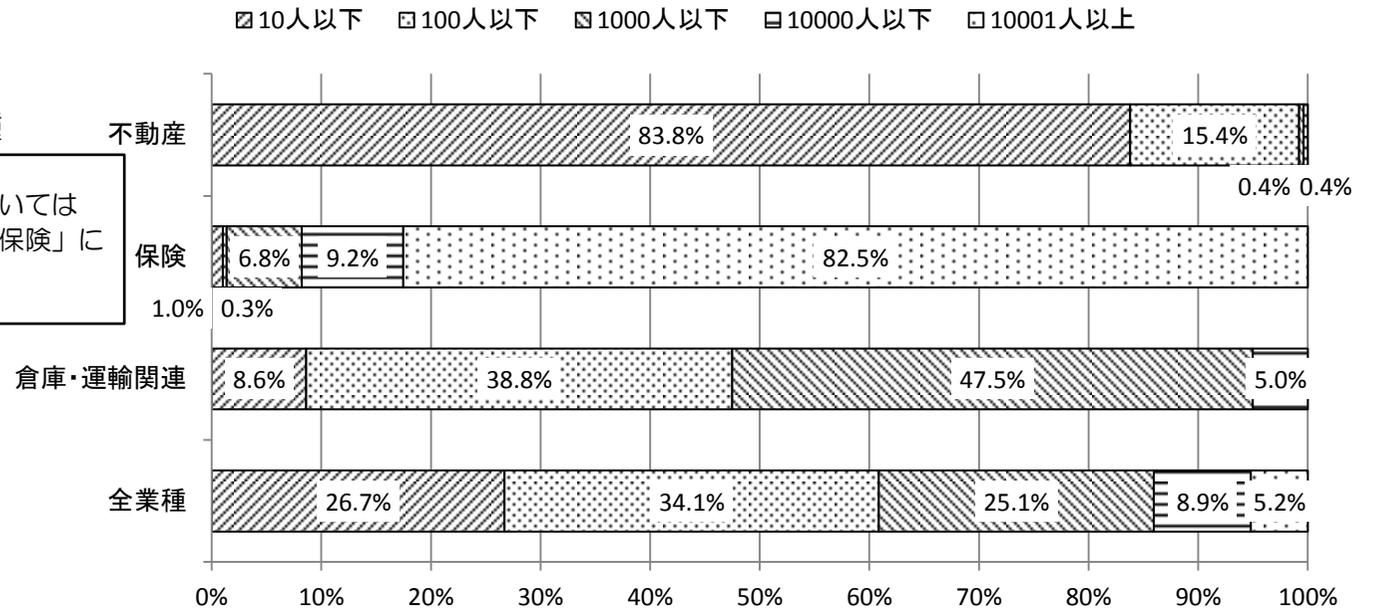
### (1) 未統合記録数の多い3業種

○被保険者数の規模でみると、特に顕著な傾向は見られない。

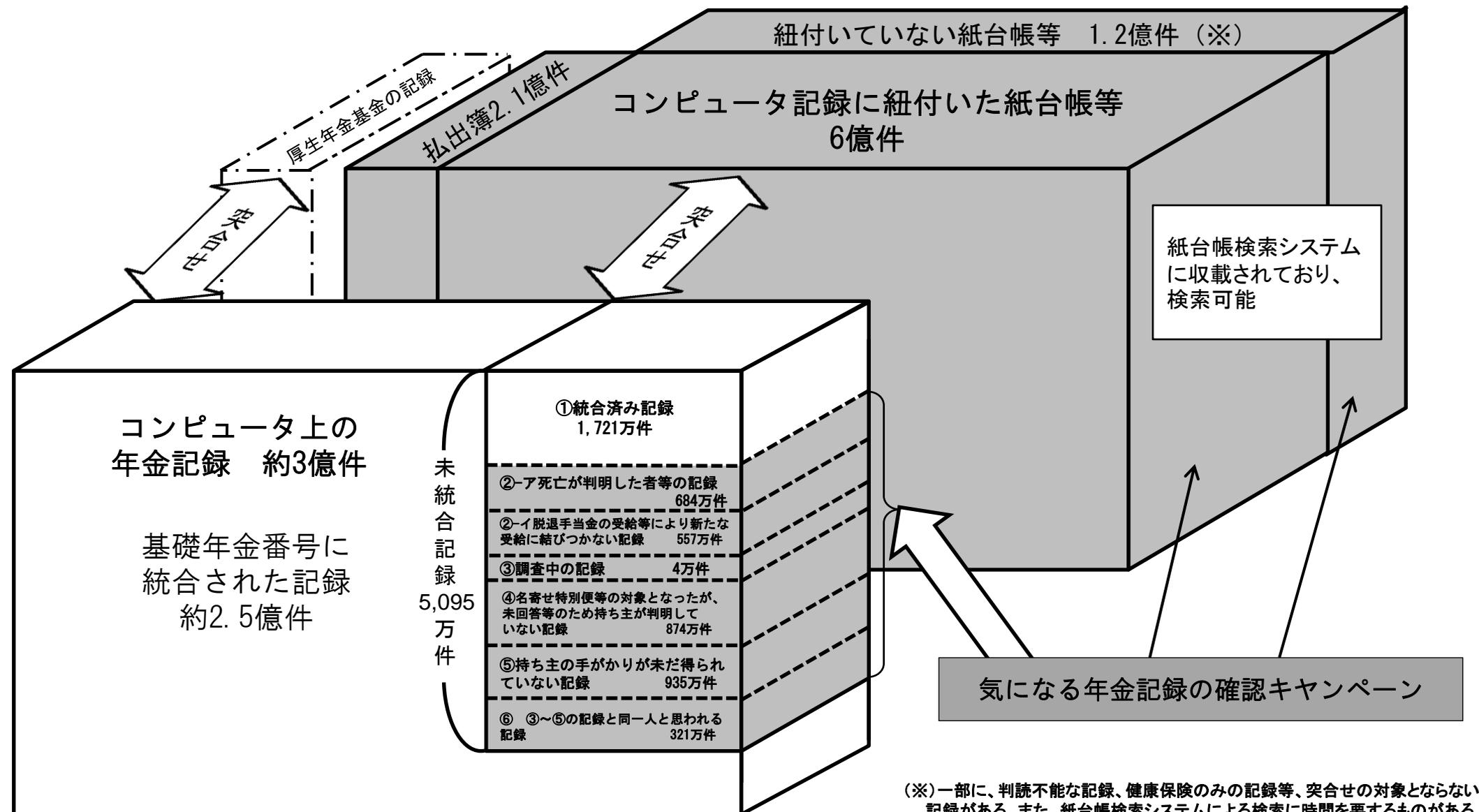


### (2) 未統合記録発生割合の高い3業種

○被保険者数の規模でみると、「不動産」については数人程度の小規模事業所が多いのに対し、「保険」については、大規模事業所が多い。



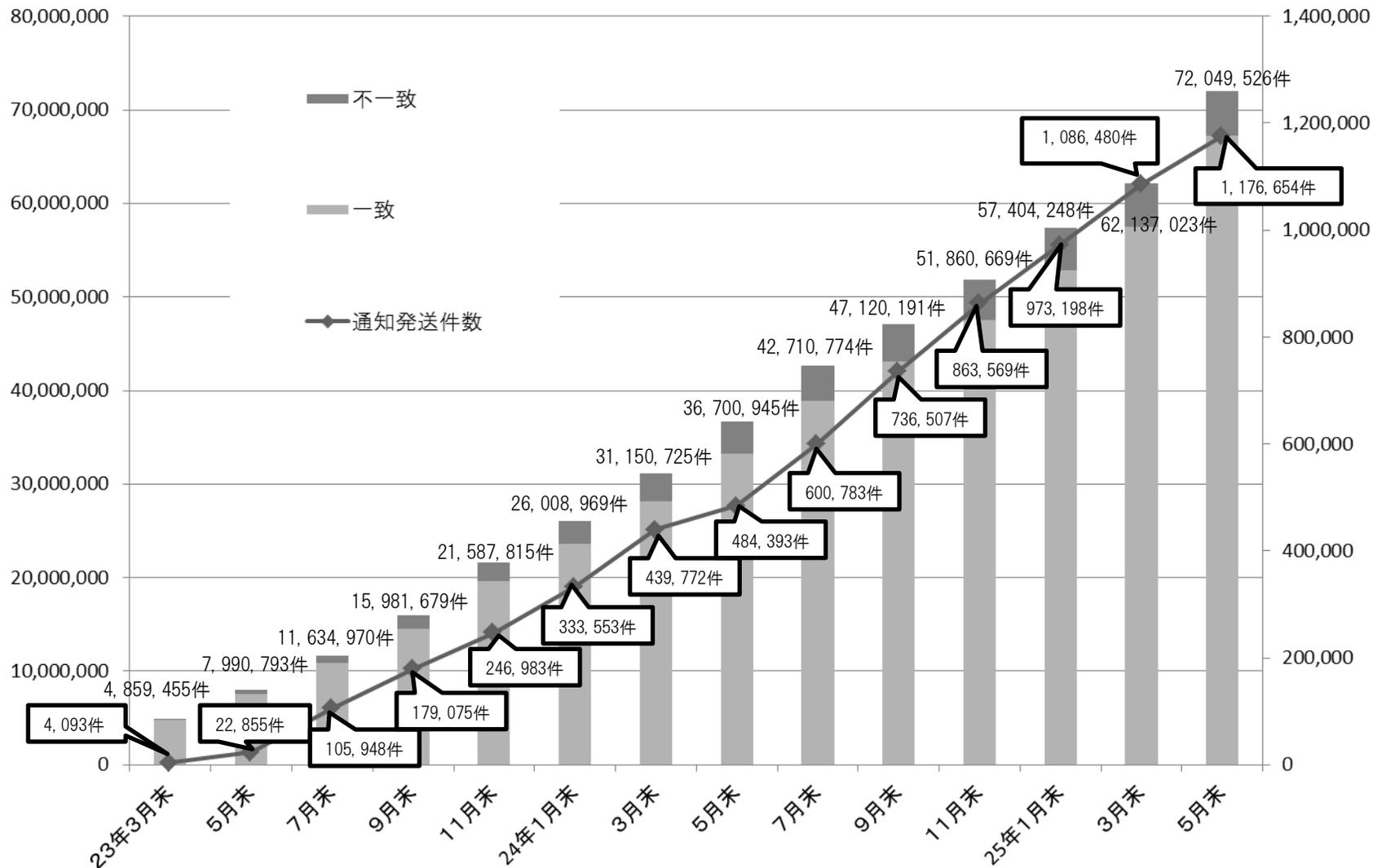
# コンピュータ記録と紙台帳等との関係



(※)一部に、判読不能な記録、健康保険のみの記録等、突合せの対象とならない記録がある。また、紙台帳検索システムによる検索に時間を要するものがある。

# 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業の実施件数、通知件数の推移

受託事業者審査終了件数（※2）



記録訂正通知発案件数（※1）

※1 記録判明ケース（突合せの過程において、ご本人の新たな記録が発見された場合）については、記録訂正通知発送に先立ち、記録判明通知（平成25年5月末現在256,983件）を送付している。

※2 審査終了の人数については、年金の種類毎に把握していることから、複数の年金を受給されている方等について、一部重複して計上されている。

# 紙台帳検索システムについて

(参考)

## システム稼働前

- ・紙台帳等は各年金事務所等で保管
- ・他の事務所等が保管している紙台帳等を確認するためには、他の事務所等へ依頼し確認する作業が必要

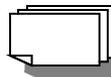
## システム稼働後(平成22年~)

- ・紙台帳検索システムにより、端末(WM)から全ての紙台帳等の検索・閲覧が可能に

### A年金事務所



コンピュータ上の記録



A年金事務所  
で保管する  
紙台帳等

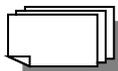
【事務所内で確認可能】

B年金事務所



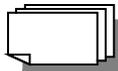
B年金事務所  
で保管  
する紙台帳等

セキュリ  
ティ倉庫



セキュリ  
ティ倉庫  
の紙台帳

C市町村



C市町村の  
紙台帳等

照会  
依頼

回答

確認

【保管する事務所等へ依頼して確認が必要】

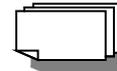
### 全国各地の年金事務所・事務センター



コンピュータ上の記録

#### 紙台帳検索システム

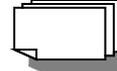
※基礎年金番号、手帳番号等から、関係の台帳を検索可能。



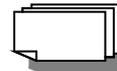
A年金事務所  
で保管する紙台帳等



B年金事務所  
で保管する紙台帳等



セキュリ  
ティ倉庫の紙台帳



C市町村の紙台帳等

【各年金事務所・事務センター内で全ての紙台帳等の確認可能】

## (参考)

### 1. 紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業の有効性

- 紙台帳からコンピュータ記録へ入力する際に生じた誤りは、この突合せ作業で回復される。
- しかし、事業所からの届出の内容が誤っている場合や、紙台帳記入の時点で生じた誤りは、この突合せ作業では回復できない。  
(年金記録確認第三者委員会における調査審議に基づく記録訂正のあっせん等によることとなる。)

### 2. 「正しいコンピュータ記録を誤った紙台帳の記録に基づいて誤訂正する」ことを防ぐ仕組み

#### (1) 受託事業者・職員審査における確認

- コンピュータ記録の訂正履歴を確認し、紙台帳の記録から訂正がなされているものは訂正しない。
- 第三者委員会への申立履歴を確認し、「訂正不要」と判断されている記録については訂正しない。

#### (2) 本人による確認等

- 本人に訂正内容を記載した通知を送付し、確認を求める。  
本人が訂正内容を正しいと認めて記録訂正を希望する場合のみ記録訂正を行う。  
(本人が訂正内容を正しくないとした場合は、突合せ結果に係る事跡を残す。)
- 本人が受給者で給付額が減額となる場合は、通知を送付せず、突合せ結果に係る事跡を残す。

# 被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せに関する実施状況

## 基金突合せの実施状況

### (1) 基金等における突合せの実施状況（平成24年12月末現在）

- 全突合せ対象者数の94.1%（3,495万人）の記録整備が終了している。このうち、全体の92.5%（3,433万人）は国記録との間に不一致がなく、基金等の記録訂正を行ったのは1.7%（63万人）である。

	初回報告（平成22年3月末時点）	今回報告（平成24年12月末時点）	総増減数
1. 基金等における記録の突合せ対象人数	延べ 3,737 万人	延べ 3,713 万人	▲24 万人
2. 突合せの実施状況			
①記録整備が完了した人数	延べ 3,301 万人	延べ 3,495 万人（94.1%）	+194 万人
ア 記録が一致した人数	延べ 3,292 万人	延べ 3,433 万人（92.5%）	+141 万人
イ 記録の不一致が見つかり正しい記録に訂正した人数	延べ 9 万人	延べ 63 万人（1.7%）	+54 万人
②記録整備中の人数	延べ 436 万人	延べ 221 万人	▲215 万人

## (2) 機構における審査の実施状況（平成 25 年 5 月末現在）

### 1. 第一次審査

- これまでに基金等からなされた審査依頼の受付件数のうち、約 99.8%について第一次審査を終了し、95.8%については基金への回答を完了した。回答を完了したもののうち約 72.6%は「国記録＝正」、約 11.5%が「基金記録＝正」であるものであり、また、国の記録訂正を行ったのは 9.7%である。

受付件数 (※1)	第一次審査 終了件数	紙台帳等が基金記録と一致							第一次審査 未了件数	
		うち 第一次審査・ 回答終了件数 (※4)	紙台帳等が国の オンライン記録と一致 (国の記録「正」と して基金等に回答)	国の記録「誤」として 基金等に回答(※2)		「訂正不要」の申 出あり又は受給者 で減額となるため 訂正しないもの	本人に記録訂正の 要否を確認したが 一定期間経過後も 申出なし	その他 (※3)		
				うち 記録訂正済						
4,570,800 (100%)	4,562,396 (99.8%)	計	4,378,393 (95.8%)	3,179,215	434,122	425,037	54,073	17,325	693,658	8,404 (0.2%)
		受給権者	1,837,415	1,274,510	264,678	259,205	43,487	6,160	248,580	
		被保険者	2,540,978	1,904,705	169,444	165,832	10,586	11,165	445,078	

※1 一人（一オンライン記録）につき複数の不一致の理由がある場合（氏名相違と標準報酬月額相違等）は、それぞれを1件と計上。従って、表の数値は人数（オンライン記録数）ベースの数値ではないことに留意が必要。

※2 基金番号相違等の年金額に影響しないものを含む。

※3 基金等から機構へ送付された時点で既に被保険者記録が訂正されており不一致が解消されていたもの、審査の過程で不一致がないことが判明したため返戻したもの等。なお、一部拠点では基金への返戻分の受給権者・被保険者数を集計していないことから、その拠点の数値は回答済み件数の受給権者・被保険者割合で按分している。

※4 平成 24 年 6 月公表（平成 24 年 5 月末現在）までの数値は、「第一次審査終了」としていたが、この中には、一部拠点において、審査は終了したが基金へ未回答の分も計上されていたため、平成 24 年 11 月公表（平成 24 年 9 月末現在）から、基金回答まで完了したものを「第一次審査・回答終了」として計上することとした（なお、その他の拠点は従来から回答終了件数をもって審査終了件数に計上）。

### 2. 第二次審査

- これまでに基金等からなされた審査依頼の受付件数のうち、約 43%について第二次審査を終了している。

受付件数 (※1)	第二次審査終了件数	国の記録「正」と して基金等に回答	基金記録が適正であることを示す証拠書類あり				第二次審査 未了件数		
			国の記録「誤」として 基金等に回答(※2)	「訂正不要」の申 出あり又は受給者 で減額となるため 訂正しないもの等	本人に記録訂正の 要否を確認したが 一定期間経過後も 申出なし	その他 (※3)			
								うち 記録訂正済	
89,419 (100%)	計	38,726 (43%)	28,093	4,876	4,827	4,344	548	865	50,693 (57%)
	受給権者	18,593	13,537	2,242	2,206	2,323	137	354	
	被保険者	20,133	14,556	2,634	2,621	2,021	411	511	

※1 一人（一オンライン記録）につき複数の不一致の理由がある場合（氏名相違と標準報酬月額相違等）は、それぞれを1件と計上。従って、表の数値は人数（オンライン記録数）ベースの数値ではないことに留意が必要。

※2 基金番号相違等の年金額に影響しないものを含む。

※3 基金等から機構へ送付された時点で既に被保険者記録が訂正されており不一致が解消されていたもの、審査の過程で不一致がないことが判明したため返戻したもの等。

## 年金記録問題に係る経費

(単位:百万円)

事 項	経費 (19～25年度)
I ねんきん特別便等関係 〔 各種便の送付、専用ダイヤル、お客様への回答の処理等 〕	96,199
II 紙台帳とコンピュータ記録の突合せ関係 〔 紙台帳検索システムの構築、突合せ作業、国民年金特殊台帳との突合せ等 〕	195,049
III 厚生年金基金記録との突合せ関係 〔 突合せ作業等 〕	1,161
IV 標準報酬等の遡及訂正事案対応関係 〔 戸別訪問、相談対応等 〕	1,021
V ねんきんネット関係 〔 システム構築等 〕	7,157
VI 3号不整合対応関係 〔 システム構築等 〕	709
VII 年金記録問題対応のための体制強化等関係 〔 年金再裁定事務の迅速化、年金記録回復委員会、市町村が行う年金記録問題対策、適用・収納対策、記録問題対策に必要な人件費等 〕	100,017
合 計	401,313

(注1) 各年度において年金記録問題経費として位置付けられたものを再整理したもの。19～23年度は決算、24年度は決算見込み、25年度は予算の数値を用いている。

(注2) I～VIの経費のうち、記録問題経費として特別に確保された日本年金機構の職員に係る費用については、VII年金記録問題対応のための体制強化等関係に計上。

(注3) 総務省年金記録確認第三者委員会の経費は含まれていない。